

岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設プリンター保守点検業務委託仕様書

- 1 品 名 EPSON LP-M8180F（製造番号：X6B9000279）
- 2 数 量 1 台
- 3 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 4 内 容 通常出張保守 月曜日から金曜日（土日・祝日は除く）
午前9時00分から午後5時30分まで

（1）出張保守

受注者は登録されている設置場所にサービスエンジニアを派遣して、製品の故障の復旧を行う。ただし、現地での復旧作業が困難な場合については、「1 品名」の機器製造元のメーカー（以下、「メーカー」とする）が任意に選定する代替機を貸与・設置し、サービスエンジニアが故障した製品を引き揚げ、合理的な期間内に故障の復旧を行い、設置場所に設置するものとする。この場合、代替機は同一製品とは限らないものとし、復旧終了後、当該代替機を返却するものとする。また、何らかの事由により上記期日に代替機の貸与・設置の実施が難しいと受注者が判断した場合は、発注者へ事前に通知し、実施日を別途協議のうえ定めるものとする。

（2）持込保守

発注者がメーカー指定の修理センターへ送付・持込した際、製品の故障の復旧を行う。発注者が引き取りを希望する場合を除き登録されている設置場所または送付先に返送するものとする。ただし、送料は発送元払いとする。

（3）ピックアップ保守

受注者指定の修理受付センターに発注者が直接連絡した場合、サービスエンジニアが登録されている設置場所にて製品を引き取り、修理完了後に製品を届けること。なお、梱包はメーカーの指定する運送業者等にて行うこと。

（4）保守サービスの対象外

- ア インク・リボン・トナーカートリッジ・ランプ・バッテリー・用紙・帳票類等の消耗品の供給、消耗部品の交換または製品の交換・新規補充
- イ 製品に付随するプログラム・データ・記憶媒体等の保守
- ウ メーカーが定める補修部品に該当しない箇所の修理、保守

（5）別途料金により提供されるサービス

- ア 保守サービスには、次の各号に該当する修理、調整等の作業は含まれないものとする。

- ①故意、過失または不適切な使用に起因する製品の故障の修理調整
- ②天災地変等の事由に起因する製品の故障の修理調整
- ③メーカーに製品を送付する際の輸送中の破損・事故に起因する製品の故障の修理調整

- ④製品の改造、運搬移設、設置、回線接続作業またはその立会い
- ⑤メーカーの承認のない製品の改造またはほかの機器への接続、メーカー指定外の消耗品の使用、適正でない設置環境、ならびに入力電圧の不適正使用に起因する製品の故障の修理調整
- ⑥消耗品、記録媒体の保管不備に起因する製品の故障の修理調整
- ⑦使用するプログラムに起因する製品の故障の修理調整
- ⑧オーバーホール等の大修理
- ⑨保守サービス提供期間と利用可能時間以外における保守サービス
- ⑩メーカーの純正、またはメーカーの推奨以外の消耗品（再生品含む）を使用し、その消耗品が原因で何等かの不具合が発生した場合の製品の修理調整

イ 定期交換部品および消耗品の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- ① メーカーがサービスエンジニアによる交換または新規補充が必要と定めている定期交換部品（現像ユニット等）については、当該部品の部品代金は保守サービスには含まれず、別途代金を支払うものとする。なお、当該部品の交換または新規補充に対する出張料金および技術料金は定額保守サービスの料金に含まれるものとする。
- ② 発注者が交換または新規補充可能とメーカーが定めている定期交換部品（トナーカートリッジ等）および消耗品については、当該部品および消耗品の交換または新規補充に対する出張料金、ならびに当該部品および消耗品の代金は定額保守サービスの料金には含まれないものとする。

- 5 場 所 岐阜市長が指定する場所
岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設
岐阜市徹明通 2 丁目 18 番地 柳ヶ瀬グラスル 35 3 階
- 6 委託料の支払い 受注者は、契約業務終了後に請求をすること。発注者は適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
- 7 そ の 他 この仕様書に定めなき事項及び疑義を生じた場合は、発注者受注者双方協議のうえ決定する。